

受動喫煙の防止が強化されます！

シリーズ3



4月1日から、飲食店、ホテル・旅館等の原則屋内禁煙が施行されます。

改正健康増進法に基づく受動喫煙対策は、次のとおりです。

施行日	内 容
令和元年7月1日 ↓	学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 → 原則敷地内禁煙 ただし、以下の要件を満たす場合には、特定屋外喫煙所の設置が可能 ・喫煙することができる場所が区画されていること ・喫煙可能な場所である旨を記載した標識を掲示すること ・施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること
令和2年4月1日	飲食店、ホテル・旅館等 → 原則屋内禁煙 ただし、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たす喫煙専用室の設置が可能

受動喫煙※1は防げますか？

Q 換気扇の下や空気清浄機の近くで吸えば、大丈夫？

A **NO!** 換気扇の下で喫煙しても、たばこの臭いや害を排除できるわけではありません。また、空気清浄機でも、たばこに含まれる有害物質をすべて除去することはできません。

Q ベランダで吸えば、人に迷惑をかけない

A **NO!** 窓を閉めていても、サッシの隙間からたばこの煙が部屋に流れ込み、室内にいる人や隣人に害が及んでしまいます。

※1 受動喫煙：他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされることです。

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007



地域包括支援センターです

■ 問合せ 地域包括支援センター（保健福祉課内） ☎ 0778-47-8009
社会福祉協議会地域包括支援センター（今庄福祉センター2階） ☎ 0778-45-1170
// 河野支所（河野保健福祉センター1階） ☎ 0778-48-2260

知っていますか相談窓口 ～仕事と介護を両立するためのポイント～

介護が必要になった時の相談窓口には地域包括支援センターがあります。

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんがいつまでも住みなれた地域で、安心して生活していくことができるように「介護」「福祉」「保健」「医療」など様々な面から総合的に支援する機関です。

地域包括支援センターでは、保健師、ケアマネージャー（介護支援専門員）、社会福祉士が中心となって、さまざまな専門家や専門機関と連携しながら地域で暮らす皆さんひとりひとりの暮らしをサポートさせていただきます。

今回は、相談をされる際に整理しておく良い内容の一部をご紹介します。

- ① 一番困っていることをメモに書き留めておく。
- ② 困ったことになった経過などをまとめておく。
- ③ 関係する資料はすべて持参する。 …など

ご本人からのご相談はもちろんですが、ご家族や近所の方からのご相談もお持ちしております。どうぞお気軽にご相談ください。

